

# 障がい学生支援センターだより

## 誰もがいきいきと学べる大学

### 山形大学 障がい学生支援センターFDSD 研修会開催のご報告

障がい学生支援センターでは、年に1回、障がい学生支援に関する理解啓発を目的とした研修会を開催しています。今年度は保健管理センター学生相談室と共催で開催いたしました！今年度の研修会では、昨年度に引き続き、「精神障がい」に焦点を当て、「**精神障がい学生への接し方とチーム連携のあり方**」をテーマにしました。

#### ◆ 基調講演

保健管理センター学生相談室にこの4月より着任された鴨志田冴子先生より、「精神障がいのある学生との関わり方のポイント」についてお話いただきました。精神障がい学生への対応の基本は、「**気づく・声かけ・じっくり聴く・つなげる**」の4ステップ。精神障がい学生には共通して不安や落ち込みがあることが多いため、あたたかい態度で接し、見通しを持たせたりして、学生の意思決定をサポートするなど一緒に伴走してほしいということでした。そして教職員だけで抱えてしまわないためにも、学生相談への勧め方などを参考にして適切な支援部署につなぎ、支援を重ねていただければと思います。



▲ 講演する鴨志田先生

また参加者から「参考になった」という声が多かったのが、「学生から自殺願望を伝えられた時の対応」について。「自殺の話題から逃げずに「TALKの原則」に沿って対応することが必要」というお話でした。

#### 「TALK」の原則

**Tell:** 誠実な態度で話しかける  
**Listen:** 相手の訴えに傾聴する

**Ask:** 自殺についてははっきりと尋ねる  
**Keep safe:** 安全を確保する

#### ◆ 話題提供

続いて、昨年12月に着任された保健管理センター学生相談室の多勢千洋先生より、教職員の皆さんや各支援部署、医療機関、保護者など**多職種連携の事例紹介**とチーム支援を進める上での「**集団守秘のあり方**」についてお話いただきました。

学生の主訴を中心に据え、学生を多面的に理解することで支援目標をチームでともに創っていくことの重要性が語られました。



▲ 講演する多勢先生

最後に、障がい学生支援センターの有海順子先生から、これまでの支援センターによる学生対応状況と合理的配慮のおさらい、連携事例について話がありました。精神障がい学生の抱える困難さを除去し、学びの保障をするためには「**環境調整としての合理的配慮**」が必要であること、そしてチーム全員で学生を受容し、関わり続けることによって、学生自身も自己を受容し、学びの主体性や意欲が促される事例について説明がなされました。

事後アンケートでは、**98%以上の参加者から満足度の高い回答**が得られ、「具体的な事例による説明でわかりやすかった」「重ねる支援という連携のイメージがわかりやすかった」等の声があり、有意義な機会となったことが伺えました。

障がい学生への合理的配慮や支援は、学生・関係する先生方・職員の方々との**不断の対話が不可欠**です。

そして大事なことは、我々教職員がチームとなって、それぞれの立場で学生を支援していくこと！連携のキーワードは、「**支援を重ねていく**」です！

対応の難しさや不明点があれば、学生との話し合いを設けますので、遠慮なく支援センターへご連絡下さい！

## 「教職員のための障がい学生支援ガイドブック」のご紹介

障がい学生支援センターでは、設立時の平成27年度末に発行した「教職員のための障がい学生支援ガイドブック」を、内容をさらに充実させ、より読みやすいデザインのリニューアルさせ、昨年度4月に配布しました！

今回は支援ガイドブックのエッセンスをご紹介します！ もし冊子体をご入り用でしたら支援センターへご連絡下さい！

### 合理的配慮とは (P.4)

大学における合理的配慮とは、「障がいのある学生が、他の者と平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、**大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うこと**であり、障がいのある学生に対し、その状況に応じて個別に提供されるもの」と定義されています(障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告第一まとめ, 2012)。

**合理的配慮の提供は**、2016年4月に施行された「障害者差別解消法」の中で国立大学を含む行政機関等に対して**法的義務として位置づけられている**ものであり、コンプライアンスの1つになります。

**障がい学生にとって合理的配慮とは、障がい学生が学びのスタートラインに立ち、学びを深め、授業で学んだことを適切に評価されるために必要なもの**です。それぞれの学生に必要な合理的配慮の内容は、「配慮依頼文書」に記載され通知されますので、文書が届きましたら必ずご確認の上、ご対応をお願いいたします。



▲ 支援ガイドブック

### 配慮を実施する上でのポイント (P.11)

- ※ 配慮依頼文書の内容は、当該学生の所属学部等で確認いただき了承されたものです。記載内容は「合理的配慮」にあたるものであり、**正当な理由なく配慮を実施しないことは「不当な差別的取り扱い」とみなされます**。もし様々な事情によりどうしても実施が難しい場合は、その理由や事情等を当該学生に説明し、場合によっては代替の配慮を検討する必要があります。
- ※ 配慮依頼文書はあくまでも大枠を示したもので、**先生方が実施する授業方法や評価方法によっては、必要な対応が異なることがあります**。文書を確認いただき、以下に該当する場合は、当該学生と対話の場を設けていただきまよう、ご対応のほどよろしくごお願いいたします！ 必要に応じて障がい学生支援センターにご相談ください。

◇ 具体的にどのように対応するとよいか確認が必要な場合

◇ 記載内容の実施が難しく、その事情等の説明が必要な場合や希望する配慮の代替方法の検討が必要な場合 等

### 障がい学生に共通する配慮 (P.11)

どの障がい種の学生にとっても共通する配慮や対応方法、考え方については以下のとおりです。

講義資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 受講生全体に配付しない場合でも、<b>障がい学生が授業を理解したり参加するためには講義資料の配付が必要</b>となる場合があります。希望に応じて資料を提供してください。</li> <li>▪ どうしても配付できない場合は、<b>その理由を学生に説明し、理解を得るよう努めてください</b>。</li> </ul>
授業方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 重要情報(試験範囲、課題内容、締切日等)は必ず板書あるいは文書で提示し、視覚情報を交えてご説明ください。</li> <li>▪ 学生の特性等によっては、<b>特別な配慮(個別指導や代替措置等)が必要な場合もあります</b>。本人や障がい学生支援センターからの相談に応じて、配慮の実施等のご検討ならびにご対応をよろしくごお願いいたします。</li> </ul>
成績評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 予定している試験方法を本人に伝え、実施可能か事前に確認し、本人の希望を聞いた上でご配慮ください。</li> <li>▪ 障がいのある学生の授業の達成度・到達度に関する<b>評価「方法」については、障がいの特性や程度によって不利益を被ることがないように柔軟に変更・調整</b>することが求められます。 例：筆記に時間がかかる、感覚過敏等があり集中して試験に臨めない → 別室での試験や時間延長等</li> <li>▪ 学生の特性や希望に応じて、学部や障がい学生支援センターの協力を得ながらご対応ください。</li> </ul>

